



許可番号 04220001593

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県長崎市上戸石町2077番地1

氏 名 有限会社環境産業 取締役 石橋 雅彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



禁複写

許可の年月日 平成28年10月 2日

許可の有効年月日 平成33年10月 1日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
(1) 破 碎 (移動式)	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。） 以上2種類
(2) 圧 縮	①廃プラスチック類、②金属くず 以上2種類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 金属くず等の破碎施設（移動式）（野村興産(株)製 蛍光灯破碎機 GZ21-10)

保 管 場 所	長崎県長崎市上戸石町2077番地1
設 置 年 月 日	平成13年 6月26日
処 理 能 力	6.2 t/日（8時間）

(2) 廃プラスチック類等の圧縮施設（渡辺鉄工(株)製 LBW-1510-100C)

設 置 場 所	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丙字高野836番地1
設 置 年 月 日	平成22年 3月16日
処 理 能 力	①：188.8 t/日（8時間）、 ②：92.8 t/日（8時間）

3. 許可の条件

移動式破碎 に係る条件	稼働日	平日に限る。
	稼働時間	午前9時から午後5時までに限る。
	稼働場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年10月 2日 産業廃棄物処分業新規許可  
 平成18年10月 2日 産業廃棄物処分業更新許可  
 平成22年 7月30日 産業廃棄物処分業変更許可（処分の方法（圧縮）の追加）  
 平成23年10月 2日 産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無